

主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は、これらをいずれも取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、同日以降、新入社員研修を受けていたが、同年○月○日、C駅のプラットフォームから電車に飛び込み、死亡した。

請求人は、被災者が泊まり込みの厳しい新入社員研修を受けたことや当該研修の準備及び復習のための作業が長時間に及んだこと等により精神障害を発病し、その結果自殺したものであるから、その死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした（以下「前回処分」という。）。

請求人は、前回処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けで、前回処分を取り消す旨の決定をした。

監督署長は、審査官の取消決定を受け、同年○月○日、給付基礎日額を○円と算定して、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の変更決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、本件処分の給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたが、

審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した○円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定及び判断

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働者災害補償保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日（ただし、賃金の締切日がある場合は直前の賃金締切日）以前3か月間（ただし、雇入れ後3か月に満たない場合は雇入れ後の期間）に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、平均賃金を算定すべき事由の発生した日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきである。

(2) 請求人及び再審査請求代理人（両者を併せて、以下「請求人ら」という。）は、監督署長が被災者の時間外労働時間を16時間15分と過少に評価しているとした上で、①被災者は、研修スケジュール以外の時間も自己学習を行っており、1日のうち6時間の睡眠時間と食事及び休憩時間を除く時間は労働時間であり、また、②被災者は、休日である平成○年○月○日及び同月○日も指定

された宿泊施設内に滞在することを求められ、研修の予習や復習等を行っていたことから、それぞれ1日当たり8時間の労働時間が認められ、被災者の時間外労働時間は103時間となるものであるとして、監督署長が認定した給付基礎日額には誤りがある旨主張している。

(3) 一般に、労働時間とは、労働者が使用者の指揮監督の下にある時間をいい、必ずしも現実に精神又は身体を活動させていることを要件とせず、労働からの解放が保障されていない場合は、労働時間に当たると解される。

(4) そこで、請求人らが労働時間として算定すべきであると主張する研修の予習や復習に要した時間を労働時間として取り扱うべきか否かについてみると、以下のとおりである。

ア 請求人は、「研修期間中の労働時間は、研修スケジュールに加え、研修準備や復習時間のほか再テストなども加わり、長時間労働であった。」、「休日も、ゴールデンウィークを除き、実家には戻らず、研修施設に残って自己学習をしていたから、労働時間である。」旨述べている。

イ 一方、会社D部主任Eは、「研修は事前に計画したスケジュールに基づいて実施され、基本的に残業はなく、定時勤務である。」、「泊まり込み研修ではあるが、金曜日及び土曜日は外泊を許可しており、拘束性はない。」、「個人の勉強時間は、人によってそれぞれであるが、ほとんどの研修生が、始業前や終業後の時間を使って自習していた。研修施設内の会議室を自習室として使ってよいとは伝えていたが、自習について何か指示していたわけではない。」、「個人の勉強時間は基本的に労働時間ではなく、勉強量や場所、時間等は特に指定していない。」旨述べている。

ウ これらの申述からすると、被災者を含むほとんどの研修生が、研修開始前や研修終了後のほか、休日にも、予習や復習といった研修の準備等を行っていたものと推認できるところである。しかし、自主学習すべき内容やその時間数のほか、自主学習の場所や方法について、会社からは何らの指定も行われておらず、当審査会としても、被災者が自主学習を行っていた時間について、使用者の指揮監督下にある時間とは認め難く、労働時間であるとはいえないものと判断する。

なお、この点、請求人らは、本件公開審理において、会社作成のスケジュール表にも「自己学習」の時間が設けられていることから、被災者には自由

裁量はなかったと主張するが、スケジュール表において、「自己学習」と記載されていることをもって、同時間帯について、会社の業務命令に基づいて学習することを義務付けられていたとは判断し得ないものである。

- (5) もっとも、被災者が1日の研修が終了した後に作成していた研修日誌については、会社において業務報告書と位置付けられ、内容、紙数、提出期限が指示されている事実が認められることから、当審査会としても、同日誌の作成に要した時間（以下「研修日誌作成時間」という。）については、労働時間とみるべき余地があると思慮する。

この点について、請求人は、研修日誌作成時間について、前回処分に係る審査請求手続における審査官からの聴き取りに対して、「手書きであるので、考える時間も含めて、毎日最低30分間は要したと考える。」と述べ、また、本件公開審理においても、「通常であれば1時間程度、手早く書いたとしても30分間は必要である。」旨述べているところ、被災者が作成した研修日誌は、1日分がA判大学ノート1頁程度に手書きで記載されており、その内容及び分量からみると、同日誌の作成には、1日につき一定の時間を要したことは間違いないものと推認し得る。

- (6) したがって、被災者が研修時間以外に自主学習を行っていた時間については、労働時間に該当するとはいえないものの、研修日誌作成時間については、業務命令によって行うことを義務付けられたものであり、また、一定の時間を要するものであったことも明らかであることから、労働時間と認めることが相当である。ところが、一件記録を精査するも、当該時間外労働に対する時間外労働手当が支払われていた事実は確認できず、また、監督署長も、被災者に係る給付基礎日額の算定に当たって、当該未払の時間外労働手当を賃金総額に算入している事実も認められない。

- (7) 以上からすると、被災者には、研修日誌作成時間に対する未払の時間外労働手当が存在し、その額もおおむね確定しているものと判断されるところ、当該未払の時間外労働手当は賃金総額に算入されておらず、これを加算すると、給付基礎日額は監督署長において算定した〇円を超えることは明らかである。

なお、当審査会としては、給付基礎日額の算定に当たって用いるべき労働時間については、ただ単に出勤簿やタイムカード等の記載だけでなく、関係者の申述等についても十分吟味することにより、労働者の就労実態を踏まえた上で、

その時間数を算定すべきものと考えるところであり、研修日誌作成時間を含む被災者の労働時間の算定に当たっては、被災者とともに研修を受講していた同僚等から聴取を行うなど、被災者の就労実態を十分把握することによって、改めて給付基礎日額を算定すべきであることを付言する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が給付基礎日額を〇円として算定した額による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する本件処分は失当であり、取消しを免れないものである。

よって主文のとおり裁決する。